

特別支援学級担任・

通級指導教室担当のための手引

《特別支援学級編》

(令和5年度 改訂版)



平成31年3月
岐阜県教育委員会

特別支援学級

目次

1. 特別支援学級の担任になって・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1) 特別支援学級の担任として	
2) 特別支援学級 1年間の流れ	
3) 入学式・始業式までの準備	
4) 入学式・始業式	
5) 教室環境の工夫	
2. 教育課程の編成・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1) 教育課程編成の手順	
2) 障がいの状態等に応じた指導	
3. 個別の教育支援計画・個別の指導計画・・・・・・・・	13
1) 作成及び活用にあたって配慮すること	
2) 教育的ニーズを把握するための調査事項の例	
4. 交流及び共同学習・・・・・・・・・・・・・・・・	28
1) 「交流及び共同学習」とは	
2) 交流及び共同学習を推進していくために	
5. 授業づくりのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・	30
6. 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・	31

1. 特別支援学級の担任になって

1) 特別支援学級の担任として

特別支援学級では、障がいのある児童生徒の自立や社会参加を図るために、一人一人の障がいの種類や特性などに配慮しながら、一人一人に応じたきめ細かな指導を行っています。

しかし、どのような指導をしたらよいか、一人一人に合った学習内容をどのように進めていくかなど悩んでいる先生方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

大切にしたいことは、指導内容や手だてを考える前に、「その子をどのようにみるのか。」という実態把握の視点をもつことです。多面的に児童生徒の実態把握を行うために、ぜひ保護者や前担任、関係機関の方と連携し、情報を共有しながら指導を行っていきましょう。

児童生徒一人一人が輝く学級づくりをしていくために・・・

○児童生徒の思いを受け止め、心の動きをとらえて、頑張ろうとしているサインをみつけましょう。

○保護者と児童生徒の成長を喜び合いましょう。

○困ったときには特別支援教育コーディネーターをはじめとする校内の職員、他校の特別支援学級担任などに相談しましょう。

特別支援学級の法令上の位置付け

[特別支援学級に関する規定]

【学校教育法第81条】

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

2) 特別支援学級 1年間の流れ

4月当初に1年間の流れの見直しをもちましよう。

⇒[特別支援学級1年間の流れ\(例\)](#)

3) 入学式・始業式までの準備

児童生徒にとっても、保護者にとっても、安心して新学期を迎えることができるように、丁寧に準備や確認をしておきましょう。

<準備すること>

- 出席簿
- 健康観察簿
- 環境整備
 - ・靴箱, 傘立て, ロッカー, 机, いす等の準備(交流学級にも設置するか確認)
 - ・児童生徒の実態に応じてパーテーションなどの準備
- 名簿(交流学級の名簿に位置付いているか確認)
- 学級通信
- 教科書等の配付するもの

など

<確認すること>

- 児童生徒の実態把握
 - ・前担当者からの引継ぎ, これまでの指導状況の把握
- 新入生の保護者へ連絡
 - ・入学式当日の流れを確認
 - ・必要に応じて校内の下見やリハーサルを実施
- 教室の安全点検
 - ・机, いすの高さの調節や破損の有無
 - ・落下物, 突起物など
- 通学路や通学方法
 - ・登校班, 保護者付き添いの有無
 - ・通学上の安全面の配慮事項
- 登校後の動き
 - ・玄関から教室へ移動するまでの配慮の有無

など

4) 入学式・始業式

<校内で共通理解をすること>

- 児童生徒の実態
 - ・式当日に必要な配慮
- 通学路・通学方法
- 登校後の動き
 - ・玄関から教室までの移動における支援の有無
 - ・対象児童生徒が入る教室(特別支援学級か交流学級か)
 - ・教室に入ってから待機の仕方
 - ・保護者の動き
- 入退場
 - ・特別支援学級か交流学級か
 - ・入退場における支援の有無
- 座席
 - ・位置(支援者が支援しやすい場所)
 - ・前後左右の児童生徒の確認
 - ・支援者が支援しやすい場所
- 呼名
 - ・呼名の仕方
 - ・返事の仕方や支援の方法
- 配付物
 - ・どちらの教室で配付するか(特別支援学級か交流学級か)
- 個別に必要な配慮
 - ・パニック等への対応(どのようなときに, 誰が, どのように対応するか役割分担)

など

5) 教室環境の工夫

これらはいくまでも例示です。学級の児童生徒の実態に応じて教室環境を整える必要があります。

【刺激の統制】

学習に集中できるよう、
前面の視覚刺激を調整し
ます。

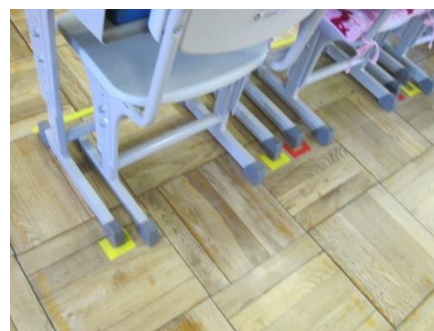


【落ち着いて生活することができるための工夫】

学習するコーナー、遊び
のコーナー、クールダウン
のコーナーなどを決め、今
はどこで何をすることが
わかるようにします。

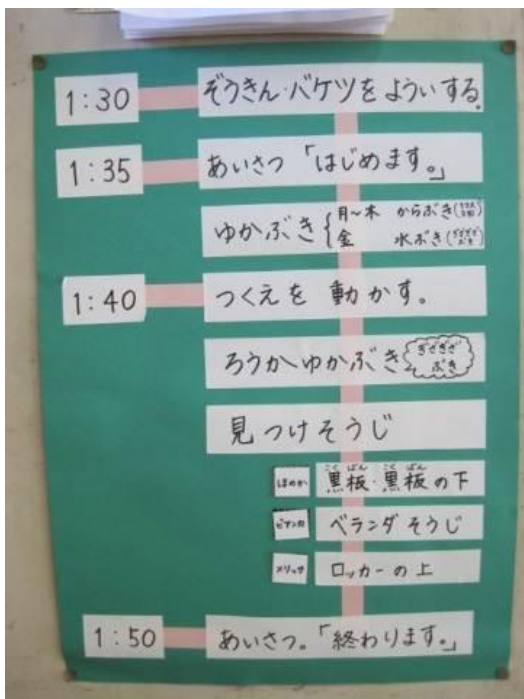


どこに何を入れるか
決め、名前などが分かる
ようにしておきます。
※自分で出し入れがで
きるようになります。
※整理整頓する習慣が
身に付きます。



机・椅子の場所に目印を付ける
と、掃除などで机を移動した場合も
自分でもどすことができます。

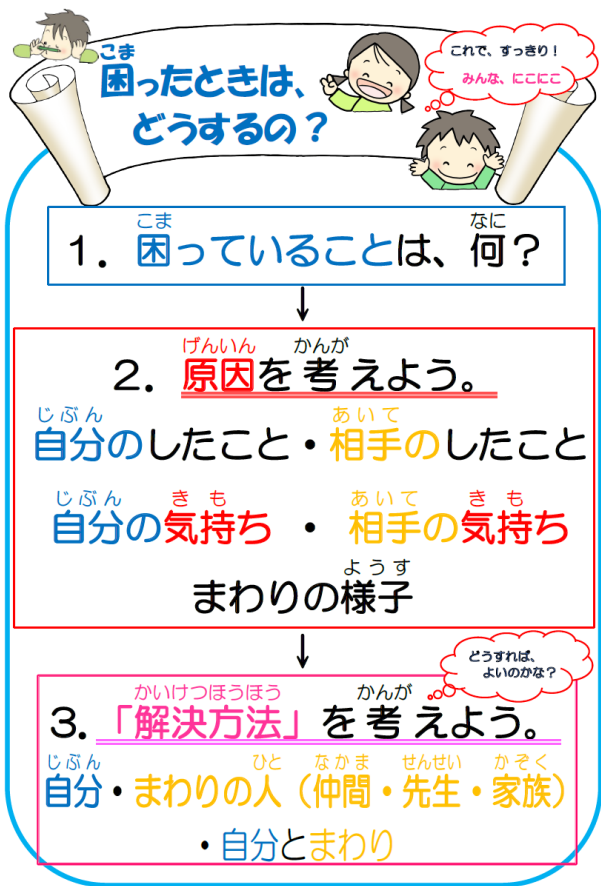
【見通しをもつことができるための工夫】



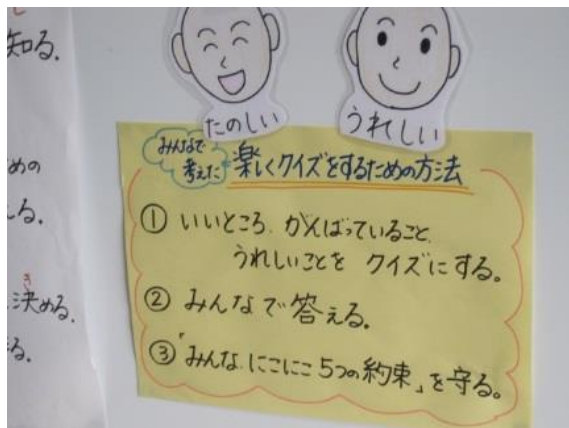
学習や活動の手順・時間、具体的な内容が分かると、見通しをもって取り組むことができます。



【自己コントロール・仲間と関わる力を育てるための工夫】



自分たちでトラブルを解決できるように自立活動で学習したスキルや約束を掲示し、必要な場面で活用することができますようにします。



<みんなで楽しくクイズをするための約束>

【掲示の工夫】



実際の学習で作成したプリントなどを掲示し、既習事項を活用した学習を進めることで学習内容の定着を図ります。



行事等の取り組みに関わる評価は、目に見える形で掲示します。

具体的なめあてをもって活動できるようにします。

【個に応じた配慮】

姿勢を保持させ、より集中しやすいように、傾斜板の机やバランスクッション、パーティションを使用しています。
※医師・作業療法士など専門家の指導が必要です。



姿勢の保持が難しい児童には、机の下にマットを敷いてあります。教科や活動によってお尻を固定できるクッションと足台を使用します。



机の上を自分で整理することができるようにするため、どこに何を置くのかをシールに書いて貼るなどして、わかりやすくします。できるようになったらシールを外します。

2. 教育課程の編成

1) 教育課程編成の手順

① 児童生徒の実態把握

- ・ 教科の学習の習熟度の把握
- ・ 障がいによる学習及び生活における困難の把握
- ・ 義務教育終了後の進路に関わるニーズの把握
など

② 教科や領域等で願う姿の明確化

- ・ 個別の教育支援計画における長期的目標との関連

③ 指導内容、指導形態の決定

- ・ 学年相応の学習を実施する教科は何か。
- ・ 通常の学級で学習する教科は何か。
- ・ 下学年の指導内容を適用する教科は何か。
- ・ 自立活動をどのように取り入れるか。
- ・ 知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を取り入れるか。
- ・ 重複障がい者等に関する教育課程の取り扱いを考慮する必要があるか。

④ 実施に当たって課題の検討

- ・ 複線的な教育課程への対応
- ・ 人的環境の整備

⑤ 時間割の作成

- ・ 授業時数の配当
- ・ 児童生徒や学級の実態に応じ、各教科等や学習活動、交流及び共同学習の時間も考慮しながら、弾力的に作成します。なお、児童生徒の実態に合わせて修正していくことも必要です。

長期的展望に立ったニーズの把握 特別支援学級に在籍している児童生徒の実態は多様です。義務教育終了後の進路も、特別支援学校への進学、一般の高等学校への進学、就職等、多様な選択肢があります。また、いったん特別支援学級に入級しても、障がいの状態等の変化に応じ、教育の場を柔軟に変更することもあります。従って、児童生徒のニーズを把握する際には、学校卒業後の進路を見据えた長期的な展望に立って行い、必要な教育内容について十分に検討をする必要があります。

教育課程の編成・実施にあたって必要な事項を校内体制で検討

特別支援学級には多様な実態の児童生徒が複数学年にわたり在籍しており、一人の担任では個のニーズに応じた教育が難しい場合があります。教育課程の編成・実施にあたっては、複数の教員で対応したり、指導形態を工夫したりするなどして、学校体制で個のニーズに応じた多様な教育が提供できるように、校内委員会等で検討する必要があります。

特別支援学級の教育課程

特別支援学級は、障がいのある児童生徒を対象として、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために特別に編成された学級です。教育課程は原則として、小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて編成しますが、小学校又は中学校の通常の学級の教育課程をそのまま適用することが、学級の児童生徒の実態において適当でない場合があります。そのため、障がいの状態等に応じて、特別に工夫した教育課程が必要になります。学校教育法施行規則第138条において、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができるとされていますが、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校(中学校)の目的及び目標を達成するものでなければならないことに留意する必要があります。また、保護者に対する説明責任を果たすことも大切です。

参考例<特別支援学級（知的障がい）小学校2年生 Aさんの場合>

① 児童生徒の実態把握

<ul style="list-style-type: none"> ・10までの数字を正しく書いたり、読んだりすることができる。10までの数を正しく数えることができない。→<考えられる要因>数える対象をまとまりとしてとらえる力、情報を覚える力、覚えた情報を保持しておく力、目と手を協応させる力に弱さがある。 ・平仮名の清音を正しく読んだり書いたりすることができる。単語の書き取りで、拗音や促音を抜かして書いたり、濁点と半濁点を混同して使ったりする。→<考えられる要因>文字の表記と音とを結び付けて考える力、情報を覚える力、聴覚的な情報の記憶が弱い。 ・視覚的な情報を提示したり、実際に操作したりすると理解しやすい。交流学級での学級全体への一斉の指示は理解しにくい、仲間の様子を見て一緒に行動しようとする事ができる。→<考えられる要因>どちらかという聴覚的な情報よりも視覚的な情報のほうが覚えやすい。 ・中学校卒業後は、特別支援学校への高等部へ進学を考えている。就労後は、職場の人と楽しく関わりながら精一杯仕事に取り組める姿を目指している。
--

② 教科や領域等で願う姿の明確化

国語	算数	体育	生活単元学習
<ul style="list-style-type: none"> ・拗音や促音の入った平仮名の単語を正しく読んで、書くことができる。 ・身近なことや経験したことを2～3文程度で仲間に話すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばらばらに散らばったものを数える時、1つずつ指で指しながら10までの数を正しく数えることができる。 ・2つのものの位置関係を表すのに、前後、左右、上下などの言葉を使おうとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流学級の仲間の様子を見ながら、走・跳の運動遊びに進んで取り組もうとする。 ・跳の運動遊びでは、上方に繰り返し跳ぶことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「○○ランドで一緒に遊ぼう」では、自分の役割を理解し、招待した交流学級の仲間に自信をもって遊び方を説明することができる。

③ 指導内容、指導形態の決定

<ul style="list-style-type: none"> ・学年相応の学習をする教科 → なし ・通常の学級で学習する教科 → 音楽・体育（一部は特別支援学級で実施） ・下学年の指導内容を適用する教科 → 国語・算数・生活・図工 ・自立活動の位置付け → 自立活動の時間を設定。 ・知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の教育課程 → 生活単元学習を実施 ・重複障がい者の教育課程 → 対象ではない
--

④ 実施に当たって課題の検討

<p>《交流及び共同学習の実施における配慮》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の予定は交流学級の担任から特別支援学級の担任へ伝える。急な予定の変更を忘れずに伝える。 ・学年通信、交流学級の学級通信などをAさんの分も配付。 ・4月当初は音楽や体育の時間の前に交流学級の仲間に迎えに来てもらい、徐々に自分で行けるようにする。 ・音楽、体育は交流学級で実施する。市内の音楽祭での発表に向けた鍵盤ハーモニカの練習及び体育の水遊びについては特別支援学級で実施する。 <p>《特別支援学級での学習における配慮》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低学年用プールの使用を特別支援学級にも割り当て、安全確保のため生徒指導又は教務主任などの教員1名を補助として位置付ける。 ・学年の遠足や社会見学等には、原則として特別支援学級担任が同行する。担任が同行できない場合は、生徒指導または教務主任などの教員が同行する。
--

⑤時間割の作成

ア 時数の配当<例>

	領域・教科別の指導													総合的な学習の時間	教科等を合わせた指導			合計	
	国語	社会	算数	理科	生活(低学年)	音楽	図工	家庭	体育	◎生活	特別の教科 道徳	外国語活動	特別活動		自立活動	生活単元学習	日常生活の指導		遊びの指導
2年生 標準時数	315	/	175	/	105	70	70	/	105	/	35	/	35	/	/	/	/	910	
Aさんの 時数	280	/	175	/	10	70	70	/	105	0	35	/	35	35	/	95	0	0	910
担任の担当 時数	280	/	175	/	10	10	70	/	10	0	35	/	35	35	/	95	0	0	815

※「生活◎」は特別支援学校学習指導要領（知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校）の各教科にある「生活」を指す。

上記の例では生活科及び特別の教科 道徳の時数から減らして生活単元学習の時数にあてています。例えば、理科と社会科の時数を減らして生活単元学習の時数とした場合、生活単元学習に理科や社会の学習内容をそのまま盛り込む訳ではありません。自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習し、児童生徒の生活上の目標を達成したり、課題を解決したりしていくことを通して、結果として教科や領域で育成したい力が身に付いてきます。そのため、児童生徒一人一人の教科や領域で身に付けたい力を明確にし、生活単元学習においても指導・評価することが大切です。

イ 学級の時間割の作成（3名在籍 A：2年生，B：5年生，C：6年生）

	月	火	水	木	金	土
1	国語	国語	自立活動	社会	算数	/
	C体育	B体育	/	A音楽	/	/
2	算数	生活単元/生活	生活単元/道徳	算数	社会	/
	/	/	/	/	A体育	/
3	図工	学活	理科	図工	国語	/
	C音楽	/	A体育	B体育	C体育	/
4	国語	算数	算数	国語	国語	/
	B体育	/	/	/	B音楽	/
5	理科	国語	国語	生活単元	総合	/
	A体育	C音楽	B音楽 C体育	/	A音楽	/
6	/	委員会/クラブ	外国語活動	生活単元/家庭	総合	/
	/	/	/	/	/	/

※上段は特別支援学級における領域・教科等を，下段には通常の学級等において交流及び共同学習を実施する教科等を入れる。

2) 障がいの状態等に応じた指導

[特別の教育課程の編成]

肢体不自由，病弱・身体虚弱，弱視，難聴 自閉症・情緒障がい特別支援学級	知的障がい特別支援学級
各教科 下学年の各教科の目標及び内容に替えることができる。 自立活動 学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れること。	各教科 下学年や特別支援学校（知的障がい）の各教科の目標及び内容に替えることができる。 各教科等を合わせた指導 知的障がいのある児童生徒を教育する場合には，必要に応じて，各教科，特別の教科 道徳，外国語活動，特別活動及び自立活動の全部または一部を合わせて指導することができる。 自立活動 学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れること。

特別支援学級			
肢体不自由，病弱・身体虚弱 弱視，難聴，自閉症・情緒障がい		知的障がい	
小学校	中学校	小学校	中学校
各教科 特別の教科 道徳 外国語活動 総合的な学習の時間 特別活動 自立活動	各教科 特別の教科 道徳 総合的な学習の時間 特別活動 自立活動	各教科 特別の教科 道徳 外国語活動 総合的な学習の時間 特別活動 自立活動 各教科等を合わせた指導 ・遊びの指導 ・日常生活の指導 ・生活単元学習	各教科 特別の教科 道徳 総合的な学習の時間 特別活動 自立活動 各教科等を合わせた指導 ・日常生活の指導 ・生活単元学習 ・作業学習

[各教科等を合わせて指導を行う場合]

日常生活の指導

日常生活の指導は，児童生徒の日常生活が充実し，高まるように日常生活の諸活動について，知的障がいの状態，生活年齢，学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものです。

日常生活の指導は，生活科*1を中心として特別活動の[学級活動]など広範囲に，各教科等の内容が扱われます。それらは，例えば，衣服の着脱，洗面，手洗い，排泄，食事，清潔など基本的な生活習慣の内容や，あいさつ，言葉遣い，礼儀作法，時間を守ること，きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において，習慣的に繰り返される，必要で基本的な内容です。家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況等を共有し，指導の充実を図るようにすることも大切です。

遊びの指導

遊びの指導は，主に小学部段階において，遊びを学習活動の中心に据えて取り組み，身体活動を活発にし，仲間とのかかわりを促し，意欲的な活動を育み，心身の発達を促していくものです。

遊びの指導では，生活科*1の内容をはじめ，体育科など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ，

場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。

また、遊びの指導の成果を各教科別の指導につながるようにすることや、諸活動に向き合う意欲、学習面、生活面の基盤となるよう、計画的な指導を行うことが大切です。

生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われます。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切です。

生活単元学習の指導を計画するに当たっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間など長期にわたる場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について組織的・体系的に検討し、評価・改善する必要があります。

作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

とりわけ、作業学習の成果を直接、児童生徒の将来の進路等に直結させることよりも、児童生徒の働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことができるようにしていくことが重要です。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、事務、販売、清掃、接客なども含み、多種多様である。作業活動の種類は、生徒が自立と社会参加を果たしていく社会の動向なども踏まえ、地域や産業界との連携を図りながら、学校として検討していくことが大切です。

*1 知的障がいのある児童を教育する特別支援学校小学部の教育課程に位置付けられている「生活科」を指します。

〔教科別に指導を行う場合〕

各教科の時間を設けて指導をします。指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象となる児童生徒の実態によっても異なります。一人一人の児童生徒の実態に合わせて、個別的に内容を選択・組織し、児童生徒の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮することが大切です。

知的障がいのある児童生徒の各教科の指導

学習指導要領における各教科の目標及び段階の目標を踏まえ、学習活動に生活的なねらいをもたせ、児童生徒の実態に即して、生活に即した活動を十分取り入れつつ学んでいることの目的や意義が理解できるよう段階的に指導する必要があります。

教科別の指導を一斉授業の形態で進める際、児童生徒の個人差が大きい場合もあるので、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて更に小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要があります。

知的障がいのない児童生徒の各教科の指導

小学校及び中学校の学習指導要領に示されている教科の目標及び内容を学習します。

特別の教科 道徳

道徳科の指導に当たっては、教育の目標は、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことです。道徳の時間においては、小学校、中学校の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と

密接な関連を図りながら進めていきます。

知的障がいのある児童生徒の場合には、個々の児童生徒の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、児童生徒の生活や学習の文脈を十分に踏まえた上で、道徳的実践力を身に付けるよう指導することが大切です。

特別活動

学級活動や学校行事等の集団活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画できるように、学校生活に必要な役割を分担し、児童生徒が実際的な活動に取り組めるようにして、主体的、実践的な態度を育てることが大切です。

また、中学校における進路の選択などの指導に当たっては、職場見学等の実施と関連させ、実際に仕事を体験しながら、人間としての生き方について自覚し、自己を生かす能力を養うことができるようにすることが大切です。

自立活動

自立活動の目標は、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要とされる知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことによって、自立を目指すことを示しています。ここでいう、「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障がいの状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味しています。

そして、「障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは、児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習場面等の諸活動において、その障がいによって生ずるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障がいがあることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすることを明記したものです。

また、「調和的発達の基盤を培う」とは、一人一人の児童生徒の発達に遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することを意味しています。

なお、「改善・克服」については、改善から克服へといった順序性を示しているのではないことに留意する必要があります。

<自立活動の内容（6区分27項目）>

1. 健康の保持

- (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5)健康状態の維持・改善に関する事。

3. 人間関係の形成

- (1)他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2)他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3)自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4)集団への参加の基礎に関する事。

5. 身体の動き

- (1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2)姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事。
- (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4)身体の移動能力に関する事。
- (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

2. 心理的な安定

- (1)情緒の安定に関する事。
- (2)状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

4. 環境の把握

- (1)保有する感覚の活用に関する事。
- (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

6. コミュニケーション

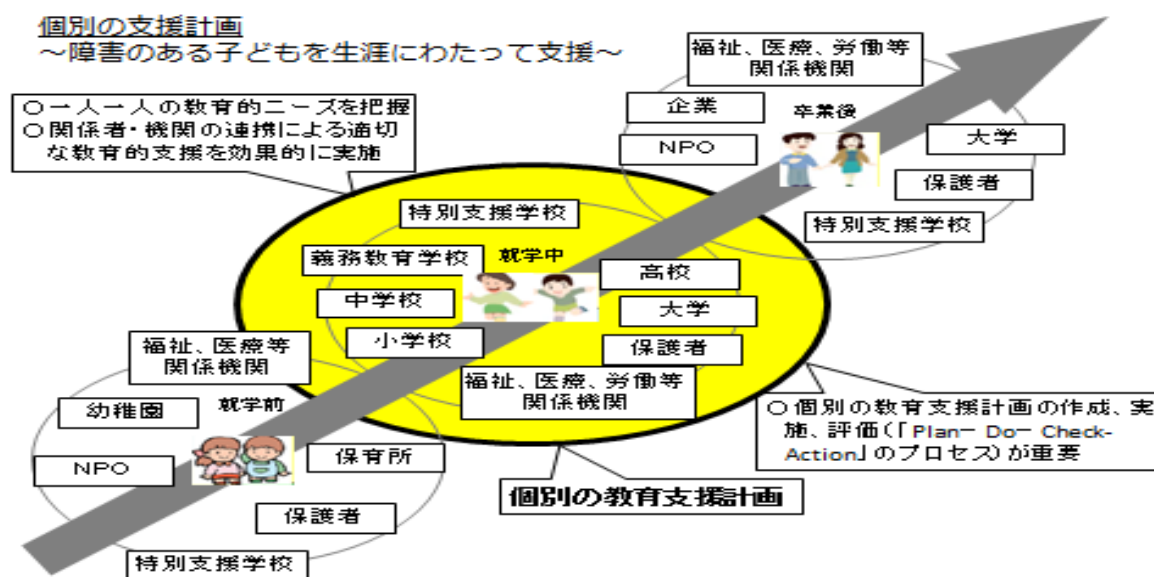
- (1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2)言語の受容と表出に関する事。
- (3)言語の形成と活用に関する事。
- (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。

3. 個別の教育支援計画、個別の指導計画

1) 作成及び活用にあたって配慮すること

①個別の教育支援計画とは

個別の教育支援計画は、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関と連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために作成される計画です。障がいのある一人一人の児童生徒について、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援をするための長期的な計画で、学校等の教育機関が中心となって作成するものです。(下図参照 文部科学省ホームページより)



②個別の指導計画とは

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画です。例えば、学期ごとに作成し、それに基づいて指導を行います。したがって、長期的な視点で作成する個別の教育支援計画に基づいて、個別の指導計画をきめ細かく作成するという関係になります。

③作成及び活用にあたって配慮すること (チェックしてみましょう！)

個別の 教育支援 計画	<input type="checkbox"/> 関係機関等がそれぞれの役割分担の下、多面的に実態把握や情報収集を行い、必要とされる支援の目標や内容を決定していますか。
	<input type="checkbox"/> 作成後、学校や家庭、関係機関等における適切な指導や必要な支援に生かしていますか。 <例>・認定こども園、幼稚園、保育所等において作成された個別の支援計画を引き継ぎ、小学校で適切な支援の内容や目標を設定する。 ・進路先に在学中の支援の状況を伝えていく際に、個別の教育支援計画を活用し、関係者間で児童生徒の実態や支援内容について共通理解を図る。
	<input type="checkbox"/> 学校と家庭、関係機関等とが連携して、目標や内容、支援状況やその成果等について、適宜評価し改善を行うことにより、適切な指導と必要な支援を実施していますか。
	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に十分留意し、個別の教育支援計画を就学先や進路先に引き継ぐ際には、保護者の了解を得ていますか。
個別の 指導計画	<input type="checkbox"/> 児童生徒の実態や各教科等の特質等を踏まえて、様式や内容等を工夫して作成していますか。
	<input type="checkbox"/> 実態把握(Assessment)－計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)の過程において、適宜評価を行い、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行っていますか。

⇒ [個別の教育支援計画・個別の指導計画<参考例>](#)

2) 教育的ニーズを把握するための調査事項の例

文部科学省 障害のある子供の教育支援の手引より

[視覚障害]

視覚障がいのある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
①視覚障がいの状態等の把握		
視点	事項	記録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	視覚障がいの状態	
	現在使用中の補装具等	
心理学的・教育的側面	発達の状態等に関すること	
	身体の健康と安全	
	保有する視覚の活用状況	
	基本的な生活習慣の形成	
	運動・動作	
	感覚機能の発達	
	知能の発達	
	意思の相互伝達的能力	
	情緒の安定	
	社会性の発達	
	本人の障がいの状態等に関すること	
	障がいの理解	
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	
	自立への意欲	
	対人関係	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	
	諸検査等の実施及び留意点	
	個別検査の種類	
	検査実施上の工夫等	
	発達検査	
	行動観察	
	認定こども園・幼稚園・保育所・児童発達支援施設等からの情報	
	②視覚障がいのある子供に対する特別な指導内容	
視機能の発達を促す		
的確な概念形成と言葉の活用		
状況の理解と変化への対応や他者の意図や感情の理解		

	保有する視機能の活用と向上を図ること	
	認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	
	感覚の補助及び代行手段の活用に関すること	
	状況に応じたコミュニケーションに関すること	
	身体の移動能力に関すること	
③視覚障がいのある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方 法	(ア)教育内容	
	α学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b学習内容の変更・調整	
	(イ)教育方法	
	α情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b学習機会や体験の確保	
	c心理面・健康面の配慮	
イ 支 援 体 制	(ア)専門性のある指導体制の整備	
	(イ)子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ)災害等の支援体制の整備	
ウ 施 設 ・ 設 備	(ア)校内環境のバリアフリー化	
	(イ)発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ)災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	特別支援学校(視覚障がい)の状況	
	小・中学校の状況	
本人・保護者の希望	希望する教育の場	
	希望する通学方法	

3 その他		
	併せ有する他の障がいの有無と障がい種	

[聴覚障害]

Ⅰ 聴覚障がいのある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
①聴覚障がいの状態等の把握		
視点	事項	記録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	聴覚障がいの状態	
	現在使用中の補装具等	
心理学的・教育的側面	発達の状態等に関すること	
	身体の健康と安全	
	保有する聴覚の活用状況	
	基本的な生活習慣の形成	
	運動能力	
	意思の相互伝達の能力	
	感覚機能の発達	
	知能の発達	
	情緒の安定	
	社会性の発達	
	本人の障がいの状態等に関すること	
	障がいの理解	
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	
	自立への意欲	
	対人関係	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	
	諸検査等の実施	
	個別式検査の種類	
	発達検査	
	検査実施上の工夫等	
	行動観察	
	認定こども園・幼稚園・保育所・児童発達支援施設等からの情報	
	集団生活に向けた情報、成長過程	
②聴覚障がいのある子供に対する特別な指導内容		
就学前		
聴覚の活用に関すること		
言葉の習得と概念の形成に関すること		
言葉を用いて人との関わりを深めたり、知識を広げたりする態度や習慣		

義務教育段階		
	自分の障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること	
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	
	他者の意見や感情を理解することや集団への参加に関すること	
	保有する聴覚の活用やその補助手段及び代行手段の活用に関すること	
	意思の疎通を図るための言語概念の形成や言語による思考力の伸長に関すること	
	生活や学習に必要な言語概念の形成や言語による思考力の伸長に関すること	
	コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	
③聴覚障がいのある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育内容・方法	(ア)教育内容	
	α学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b学習内容の変更・調整	
	(イ)教育方法	
	α情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b学習機会や体験の確保	
	c心理面・健康面の配慮	
イ 支援体制	(ア)専門性のある指導体制の整備	
	(イ)子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ)災害等の支援体制の整備	
ウ 施設・設備	(ア)校内環境のバリアフリー化	
	(イ)発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ)災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	特別支援学校(聴覚障がい)の状況	
	小・中学校の状況	
本人・保護者の希望	希望する教育の場	
	希望する通学方法	

3 その他		
	併せ有する他の障がいの有無と障がい種	

[知的障害]

Ⅰ 知的障がいのある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～			
①知的障がいの状態等の把握			
視点	事項	記録	
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握		
	既往・生育歴		
	知的機能の発達の明らかな遅れ		
	適応行動の困難さ		
	知的発達の明らかな遅れと適応行動の困難さを伴う		
	知的機能の障がいの発現時期		
	併存症と合併症		
心理学的・教育的側面	発達の状態等に関する事		
	身辺自立		
	社会生活能力		
	学習技能		
	運動機能		
	意思の伝達能力と手段		
	本人の障がいの状態等に関する事		
	学習意欲、学習に対する取組の姿勢や学習内容の習得		
	自立への意欲		
	対人関係		
	身体の動き		
	自己の理解		
	諸検査等の実施		
	行動観察		
	検査の結果		
	認定こども園・幼稚園・保育所・児童発達支援施設等からの情報		
	学校での集団生活に向けた情報		
	成長過程		
	②知的障がいのある子供に対する特別な指導内容		
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事		
自己の理解と行動の調整に関する事			
感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事			
認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事			
姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事			

	作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	
	コミュニケーションの基礎的能力に関すること	
	コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	
③知的障がいのある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方 法	(ア)教育内容	
	α学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b学習内容の変更・調整	
	(イ)教育方法	
	α情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b学習機会や体験の確保	
	c心理面・健康面の配慮	
イ 支 援 体 制	(ア)専門性のある指導体制の整備	
	(イ)子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ)災害等の支援体制の整備	
ウ 施 設 ・ 設 備	(ア)校内環境のバリアフリー化	
	(イ)発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ)災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	
本人・保護者の希望	希望する教育の場	
	希望する通学方法	

3 その他		
	併せ有する他の障がいの有無と障がい種	

〔肢体不自由〕

Ⅰ 肢体不自由のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 肢体不自由の状態等の把握		
視点	事項	記録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	乳幼児期の姿勢や運動・動作の発達等	
	医療的ケアの実施状況	
	口腔機能の発達や食形態等の状況	
	現在使用中の補装具等	
	医療機関からの情報の把握	
心理学的・教育的側面	発達の状態等に関すること	
	身体の健康と安全	
	姿勢	
	基本的な生活習慣の形成	
	運動・動作	
	意思の伝達能力と手段	
	感覚機能の発達	
	知能の発達	
	情緒の安定	
	社会性の発達	
	障がいが重度で重複している子供	
	本人の障がいの状態等に関すること	
	障がいの理解	
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	
	自立への意欲	
	対人関係	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	
	諸検査等の実施	
	行動観察	
	検査の結果	
	認定こども園・幼稚園・保育所・児童発達支援施設等からの情報	
	集団生活に向けた情報 成長過程	
	② 肢体不自由のある子供に対する特別な指導内容	
姿勢に関すること		
保有する感覚の活用に関すること		

	基礎的な概念の形成に関すること	
	表出・表現する力に関すること	
	健康及び医療的ニーズへの対応に関すること	
	障がいの理解に関すること	
③肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育内容・方法	(ア)教育内容	
	α学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b学習内容の変更・調整	
	(イ)教育方法	
	α情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b学習機会や体験の確保	
	c心理面・健康面の配慮	
イ 支援体制	(ア)専門性のある指導体制の整備	
	(イ)子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ)災害等の支援体制の整備	
ウ 施設・設備	(ア)校内環境のバリアフリー化	
	(イ)発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ)災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	
本人・保護者の希望	希望する教育の場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障がいの有無と障がい種		

[病弱]

Ⅰ 病弱・身体虚弱のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～			
①病弱・身体虚弱の状態等の把握			
視点	事項	記録	
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握		
	既往・生育歴		
	病気等の状態		
	心身の状態や発達		
	医療的ケアの実施状況		
	現在使用中の機器や補装具等		
心理学的・教育的側面	発達の状態等に関すること		
	身体の健康と安全		
	姿勢		
	基本的な生活習慣の形成		
	運動・動作		
	意思の伝達能力と手段		
	感覚機能の発達		
	知能の発達		
	情緒の安定		
	社会性の発達		
	障がいが重度で重複している子供		
	本人の障がいの状態等に関すること		
	病気等の理解		
	病気等による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力		
	自立への意欲		
	対人関係		
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢		
	諸検査等の実施		
	個別式検査の活用		
	発達検査等について		
	検査結果の評価		
	検査実施上の工夫等		
	行動観察について		
	認定こども園・幼稚園・保育所・児童発達支援施設等からの情報		
	学校での集団生活に向けた情報		
	成長過程		
	②病弱・身体虚弱のある子供に対する特別な指導内容		

	病気等の状態の理解と生活管理に関すること	
	情緒の安定に関すること	
	病気等による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	
	移動能力や移動手段に関すること	
	コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	
	表出・表現する力の育成	
③病弱・身体虚弱のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方 法	(ア)教育内容	
	a学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b学習内容の変更・調整	
	(イ)教育方法	
	a情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b学習機会や体験の確保	
	c心理面・健康面の配慮	
イ 支 援 体 制	(ア)専門性のある指導体制の整備	
	(イ)子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ)災害等の支援体制の整備	
ウ 施 設 ・ 設 備	(ア)校内環境のバリアフリー化	
	(イ)発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ)災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	
本人・保護者の希望	希望する教育の場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障がいの有無と障がい種		

〔自閉症〕

Ⅰ 自閉症のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～

①自閉症の状態等の把握

視点	事項	記録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	幼児期の発達状況	
	併存している障害の有無	
	服薬治療の有無	
心理学的・教育学的側面	発達の状態等に関すること	
	生活リズムの形成	
	基本的な生活習慣の形成	
	活動に対する状況	
	意思の伝達能力と手段	
	知能の発達	
	情緒の安定	
	本人の障がいの状態等に関すること	
	感覚や認知の特性	
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	
	社会性及び集団への参加の状況	
	学習の状況	
	自己理解の状況	
	諸検査等の実施	
	行動観察	
	検査の結果	
	認定こども園・幼稚園・保育所・児童発達支援施設等からの情報	
	学校での集団生活に向けた情報	
	成長過程	
	②自閉症のある子供に対する特別な指導内容	
他者との関わりの基礎に関すること		
情緒の安定に関すること		
状況の理解と変化の対応に関すること		
障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること		
感覚調整の補助及び代行手段の活用に関すること		
認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること		
他者の意図や感情の理解に関すること		

生活習慣の形成に関すること		
③自閉症のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方 法	(ア)教育内容	
	a学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b学習内容の変更・調整	
	(イ)教育方法	
	a情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b学習機会や体験の確保	
	c心理面・健康面の配慮	
イ 支 援 体 制	(ア)専門性のある指導体制の整備	
	(イ)子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ)災害等の支援体制の整備	
ウ 施 設 ・ 設 備	(ア)校内環境のバリアフリー化	
	(イ)発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ)災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	
本人・保護者の希望	希望する教育の場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障がいの有無と障がい種		

[情緒障害]

Ⅰ 情緒障がいのある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
①情緒障がいの状態等の把握		
視点	事項	記録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	幼児期の発達状況	
	行動問題の状態	
	併存している障害等の有無	
	身体症状の有無	
	服薬治療の有無	
心理学的・教育的側面	発達の状態等に関する事	
	生活リズムの形成	
	身の自立の程度	
	集団参加の状況	
	本人の障がいの状態等に関する事	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	
	学習の状況	
	意思の伝達の状況	
	自己理解の状況	
	諸検査等の実施	
	行動観察	
	検査の結果	
	認定こども園・幼稚園・保育所・児童発達支援施設等からの情報	
	集団生活に向けた情報	
	成長過程	
	②情緒障がいのある子供に対する特別な指導内容	
情緒の安定に関する事		
状況の理解と変化への対応に関する事		
状況に応じたコミュニケーションに関する事		
言語の表出に関する事		
③情緒障がいのある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア教育内容・方法	(ア)教育内容	
	α学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	

	b学習内容の変更・調整	
	(イ)教育方法	
	o情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b学習機会や体験の確保	
	c心理面・健康面の配慮	
イ 支 援 体 制	(ア)専門性のある指導体制の整備	
	(イ)子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ)災害等の支援体制の整備	
ウ 施 設 ・ 設 備	(ア)校内環境のバリアフリー化	
	(イ)発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ)災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

2 学校や学びの場について

設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	
本人・保護者の希望	希望する教育の場	
	希望する通学方法	

3 その他

併せ有する他の障がいの有無と障がい種	

4. 交流及び共同学習

1) 「交流及び共同学習」とは

共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくためには、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に答える指導を提供することが重要です。児童生徒の多様な教育的ニーズに応じた指導の充実を図っていく手立ての一つとして、「交流及び共同学習」を充実させていくことや通常の学級で学ぶ障がいのある児童生徒一人一人に応じた指導・評価の在り方について検討することなどが考えられます。

「交流及び共同学習」は、児童生徒にとって自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となります。

「交流及び共同学習」には、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があります。両方の側面を一体ととらえ、推進していく必要があります。

2) 交流及び共同学習を推進していくために

① 関係者の共通理解

- 双方の児童生徒の成長につながることを共通理解する。
 - ・両者の教育目標に合致しているか。
 - ・両者の教育的効果を明らかにする。
- 双方の担任又は担当者が話し合う機会を計画的に確保する。
＜例＞打合せを年間計画に位置付ける。

⇒ 通常の学級の担任との打合せ（例）

② 組織づくり

- 交流及び共同学習のための組織づくりを行うことが必要である。
＜例＞両者が役割分担をし、交互に連絡会を開催する。

③ 指導計画の作成

- 活動を無理なく継続的に繰り返すことができるようにする。
- 体験的な活動を取り入れると効果的である。
 - ・どうすれば全員が参加でき、教科や領域等の力を身に付けることができるか。
 - ・全校の時間割を特別支援学級の事情を考慮しながら決定しているか。

⇒ 交流及び共同学習年間計画 小学校6年生（例）

⇒ 美術科 2学年 年間指導計画 特別支援学級Aさんへの支援計画（例）

④ 事前学習

- 障がいの特性やその子どもの個性についての理解を進めていく。
 - ・障がいのある児童生徒がそれぞれの活動場所で所属意識をもつことができるようにする。
 - ・活動の手順の伝え方を工夫し、その方法に慣れておく。

⑤ 交流及び共同学習の実際

□安全確保を最優先にする。

・事故防止に努めるとともに、活動が負担過重にならないようにする。

□児童生徒が主体的に取り組めるように工夫する。

・活動の流れを一定にする。

・活動の様子を見ながら流れを調整する。

⑥ 事後学習

□様々な手段で、次回への期待を高めていく。

<例>結果や活動の様子等を学校通信等を活用して広く伝える。

<例>児童生徒が感想や印象を作文や絵にまとめる機会を設ける。

⑦ 評価

□次の点を適切に評価する。

・各教科・領域等の学習においてどのような力が身に付いたか。

・活動を通して相互理解がどのように進んだか。

□次の点に配慮して評価する。

・双方の児童生徒に対してねらいを明確にしておく。

・学校以外の地域の生活等での変容をとらえる。

・交流及び共同学習以外の場面の姿をとらえる。

5. 授業づくりのポイント

個別の指導計画に基づいて、単元の指導計画，1単位時間の授業を行います。

具体的な授業づくりのポイントについては、学習指導案に示してありますので、参照してください。

[ここがポイント!]

- ・児童生徒の実態把握に基づいて、単元や本時の目標を個別の教育支援計画との関連で明確にする。
- ・単位時間の指導においては、目標と評価の一貫性を図る。
- ・児童生徒一人一人のよさを生かす場面やつまずきに応じた指導の工夫をする。
- ・目標に即してその場その場で評価する。
- ・指導の評価をし、実態把握の在り方や手だての改善を図る。

学習指導案はこちら！

(平成31年度 作成)

《知的障がい特別支援学級》

[小学校 算数科 「たしざんやかけざんをつかってかんがえよう」](#)

[小学校 生活単元学習 「さつまいもパーティをひらこう」](#)

[中学校 作業学習 「いらっやいませ!さわやかミニチュアフードショップ公民館店へ!!」](#)

[中学校 作業学習 「567ストア~大垣産!木のメモ帳を作って販売しよう~」](#)

《自閉症・情緒障がい特別支援学級》

[小学校 自立活動 「みんな,ここにこ 光の子」](#)

[小学校 算数科 「はこの形」](#)

[小学校 算数科 「数の表し方 ~小数~」](#)

[小学校 算数科 4年「式と計算」 5年「分数のたし算とひき算」 6年「比」](#)

[中学校 自立活動 「さわやかに話をしよう」](#)

[中学校 自立活動 「仲間を大切にしよう」](#)

[中学校 自立活動 「ただ今これに夢中です」](#)

[中学校 自立活動 「仲間との関わり方」](#)

[中学校 国語科 1年「項目を整理して伝えよう 案内文を作る」 2年「説明の仕方を工夫しよう」](#)

[中学校 道徳 「強い意志」 「夢に向かって~恩田社長~」](#)

6. 資料編

<学習プリント、カード等>

・[自分を知ろう・仲間を知ろう](#)

・[表情カード](#)

・[こんな時どうするの？](#)

[「イライラしているときは…」 「負けそうなときは…」 「失敗した友だちに対して…」](#)

<リンク>

・[文部科学省](#)

・[国立特別支援教育総合研究所](#)

<参考文献>

・小学校学習指導要領解説 総則編 文部科学省(平成29年7月)

・中学校学習指導要領解説 総則編 文部科学省(平成29年7月)

・特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(幼稚部・小学部・中学部)文部科学省
(平成30年3月)

・特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編(平成30年3月)

・教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～
文部科学省(平成25年10月)

・障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～文部科学省(令和3年6月)